（削る）	
指定児童発達支援事業所等の営業時間が四時間未満である場合	百分の七十
（削る）	
（削る）	

二　（略）

三　（略）

イ　指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）、共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合について、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　過去三月間の障害児の数の平均値が、次の㈠又は㈡に掲げる利用定員（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準	百分の七十

(2)　基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	
指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。 (2)　基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。	百分の七十

二　（略）

三　通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注5の(1)及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　過去三月間の障害児の数の平均値が、次の㈠又は㈡に掲げる利用定員（指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当児童発達支援事業所の場合で	百分の七十